

広島県告示第五百八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第四項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によって、次の指定介護機関から居宅介護事業等を廃止した旨の届出があった。

平成二十二年七月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の 名 称	主たる事務所 の 所 在 地	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	廃 止 年 月 日
社会福祉法人三原のぞみの会	三原市西野三丁目八番一八号	きぼう訪問介護事業所	三原市明神一丁目一八番一号	平成二十二年三月 三二日
社会福祉法人三原のぞみの会	三原市西野三丁目八番一八号	きぼう居宅介護支援事業所	三原市明神一丁目一八番一号	平成二十二年三月 三二日
一般社団法人ゆめか	大竹市油見二丁目二番一七号	街かどケアホームゆめか	大竹市油見二丁目二番一七号	平成二十二年四月 三〇日